

東京プロジェクトンマッピング実行委員会

(令和7年度第4回)

議 事 次 第

日 時：令和8年3月26日（木）

9時30分から10時30分まで

場 所：リ モ ー ト 開 催

1 開 会

2 議 事

議案1 都庁舎におけるプロジェクトンマッピング運営事業に係る令和8年度事業計画及び収支予算等について

議案2 令和8年度プロジェクター等の運用等業務委託における特命随意契約での契約手続きの実施について

報告 令和8年度都庁舎におけるプロジェクトンマッピングに係る映像制作等業務委託の企画選定委員会の審査結果について

【配布資料】

- 実行委員会委員名簿

<議案1>

- 資料1 令和8年度都庁舎におけるプロジェクトンマッピング運営事業計画（案）
- 資料2 令和8年度都庁舎におけるプロジェクトンマッピング運営事業収支予算（案）
- 資料3 令和8年度都庁舎におけるプロジェクトンマッピング運営事業に関する協定書について（案）

<議案2>

- 資料4 特命理由書（案）
- 資料5 仕様書（案）

<報告>

- 資料6 企画選定委員会実施報告書

東京プロジェクトンマッピング実行委員会 委員名簿

令和8年3月26日現在

委員長	江村 信彦	東京都産業労働局観光部長
委員	橋本 一郎	公益財団法人東京観光財団 常務理事
委員	神崎 章	新宿区文化観光産業部文化観光課長
委員	小林 洋平	一般社団法人新宿副都心エリア環境改善委員会 技術担当理事
委員	島田 治	一般社団法人新宿観光振興協会 専務理事

都庁舎におけるプロジェクションマッピング運営事業計画

1 事業目的

東京の夜に新たな楽しさとにぎわいをもたらし、夜間観光の更なる盛り上げ等を目的に、都庁舎におけるプロジェクション及びプロジェクションマッピング並びに関連する催事等（以下「プロジェクションマッピング等」という。）を実施する。

東京の代表的なランドマークである都庁舎を投影場所として活用し、東京の夜を彩る新たな観光資源を作り上げ、国内外からの数多くの旅行者の誘致を実現する。

2 都庁舎におけるプロジェクションマッピング運営事業の概要

(1) 実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

(2) 投影場所

東京都庁第一本庁舎 東側壁面

(3) 投影面積

約14,000㎡

※「最大の建築物へのプロジェクションマッピングの展示（常設）」としてギネス世界記録に認定

(4) 投影方法

都議会議事堂の屋上に設置した40台のプロジェクターにより投影

(5) 運営方法

実行委員会にて企画・運営を行う。

企画・運営にあたっては、委託業者を選定し、事業の一部を実施させる。

(6) 役割分担

協定書第4条の業務分担に加え、当該事業では以下の役割分担とする。

ア 東京都

(ア) 機器の設置場所及び投影場所の提供

(イ) 実施にあたっての関係機関との調整

(ウ) 機器の設置・運営等に関する光熱水費の負担

イ 実行委員会

(ア) プロジェクター等の必要機器の調達・設置・運用等

(イ) 事業の実施・運営

3 事業計画と今後の想定スケジュール

(1) 上映時間

ア 日没後から21時45分頃まで（日没時間に応じて開始時間を変更）

イ 30分ごとに15分程度の上映を予定

ウ 荒天時等を除き、毎日上映を実施予定

(2) 上映作品

ア 土日・祝日上映作品

庁舎内が消灯された暗い投影環境を生かし、鮮やかな色彩と細やかな演出や表現を活用した作品を上映予定

イ 主に平日に上映する作品

庁舎内が点灯して明るい投影環境を考慮し、都庁舎の格子状の壁面を生かした作品や、視認性の高い作品を上映予定

※平日と休日で庁内の照明状況が異なるため、投影環境を考慮した作品を制作

(3) 上映作品の追加・更新

本事業への興味・関心の維持、向上を図るため、定期的に上映作品の更新を行う予定（3本程度）

(4) 広告の募集、投影

ア 各上映回の開始前の5分間（最大）を広告枠として設定

イ 企業ロゴ等の静止画やプロモーション動画、都が取り組む事業のPR等といった広告を表示

(5) 実施体制

ア プロジェクター等の運用等業務委託

- ・プロジェクター等のリース
- ・プロジェクター等の各種機器の保守・運用 など

イ 映像制作等業務委託

- ・上映作品の制作
- ・都民広場等の警備
- ・国内外の観光客をターゲットとする広報
- ・ホームページ等の運営
- ・プロジェクションマッピングを通じた地域連携 など

※実行委員会は必要に応じて随時開催

都庁舎におけるプロジェクションマッピング運営事業
収支予算(令和8年度分)

都庁舎におけるプロジェクションマッピング運営事業の実施に伴う令和8年度予算を、下記のとおり編成する。

記

(収入の部)

大科目	内容	金額	備考
負担金収入	東京都負担金	760,000,000	
協賛金収入	企業からの協賛金等	0	
雑収入	その他収入	0	
計		760,000,000	

(支出の部)

大科目	中科目	金額	備考
事業運営費	委託料	747,000,000	プロジェクター等の運用、コンテンツ制作、警備及び事業運営等に係る委託経費
	雑支出	10,000,000	投影関連機器の修理、商標の利用等
事務局運営費	会議費	0	
	消耗品費	200,000	事務局運営に係る消耗品の経費
	役務費	1,200,000	荷物の運搬、振込み等に係る経費等
	雑支出	1,600,000	租税公課、謝金 等
計		760,000,000	

都庁舎におけるプロジェクションマッピング運営事業の
実施に関する協定書

東京都を甲とし、東京プロジェクションマッピング実行委員会を乙として、甲乙間において、次の条項により協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、東京の夜に新たな楽しさとにぎわいをもたらし、夜間観光の更なる盛り上げ等に資するため、甲と乙とが共同して実施する都庁舎におけるプロジェクション及びプロジェクションマッピング並びに関連する催事等（以下「本事業」という。）の円滑な実施に必要な事項を定めることを目的とする。

（協定期間）

第2条 本協定の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（事業内容）

第3条 甲及び乙は、本事業を円滑に実施するため、別紙1「事業計画」に掲げる事業その他必要な事業を行う。

（業務分担）

第4条 甲及び乙は、それぞれ次に掲げる業務を分担する。

（1）甲の分担業務

- ア 本事業の企画・実施等に関する協議及び助言
- イ 甲の媒体を用いた広報等

（2）乙の分担業務

- ア 本事業の企画、広報、実施等に関する業務全般
- イ その他本事業の実施に必要な事項

（経費負担）

第5条 本事業の実施に要する経費は、別紙2「収支予算書」に基づき、甲が以下の金額を負担する。

令和8年度 金 760,000,000円

- 2 本事業の実施において、乙は、民間事業者等から協賛金を募ることができるものとし、これを前項に規定する甲の負担金に充当することができるものとする。
- 3 本事業に係る費用の精算の結果、欠損金が生じたときは甲の負担とする。ただし、本事業の総事業費が第1項に定める甲の負担額を下回った場合は、乙は、甲の負担額から総事業費を差し引いた額に、乙が本事業実施に当たって収入した協賛金等の総計を加えた額を甲に返還するものとする。

（事業計画の変更）

第6条 甲及び乙が第3条に定める事業の内容及び第5条に定める経費負担額を大幅に変更し、又は本事業を中止する必要がある場合には、甲乙間において協議するものとする。

（負担金の払込み）

第7条 乙は、甲に対して本事業の負担金の支払を請求し、甲はその内容を審査し、適正と認めるときには、請求金額を乙に支払うものとする。

(経理)

第8条 乙は、本事業に係る収入及び支出を明らかにするため帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、常に経理状況を明らかにするとともに、当該帳簿及び当該証拠書類は、本事業終了後5年間保管するものとする。

2 甲は乙に対し、いつでも前項に定める経理に係る帳簿等の閲覧を求めることができる。

(報告)

第9条 乙は、本事業の終了後、別記第1号様式により、速やかに事業報告書、収支決算書及びその他甲の指示する書類を甲に提出し、その承認を得なければならない。

(負担金の精算)

第10条 甲は、前条の規定により提出のあった書類に基づき、本事業の終了後速やかにその内容を調査・審査の上、適当と認められるときは、甲の負担金の額を確定し、乙に対して別記第2号様式により通知する。

2 乙は、前項による額の確定通知を受けたときは、直ちに別記第3号様式により精算するものとする。

(事務処理状況の調査)

第11条 甲は、必要と認めるときは、乙の事務処理状況を調査することができる。

2 甲は前項の調査に当たり、いつでも第8条に定める帳簿その他の関係書類等の提出を乙に求めることができる。

(協定の解除及び負担金の返還)

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合は、甲又は乙は本協定を任意に解除するとともに、当該時点までにかかった実費について、甲乙協議の上、相応の負担をするものとする。

なお、実費に係る負担を除き、甲は乙に対し支払った負担金の一部又は全部について返還を求めることができる。

(1) 甲又は乙が本協定の各条項に著しく違反したとき。

(2) 甲において、公益上の見地から本事業を中止する必要性が生じたとき。

(3) 乙の本事業の執行上、甲の共同主催者としてふさわしくない行為があったとき。

(4) 荒天・天変地異その他の予測し得ない事由によりやむを得ず中止する場合

2 甲及び乙は、前項各号の規定に基づき、本協定を解除したため本協定の相手方に損害が生じても、その賠償の責めを負わない。

(延滞金及び違約加算金)

第13条 甲が前条の規定により、乙に負担金の返還を求めた場合において、乙が甲指定の期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付する。

2 前条第1項第1号から第3号までの規定に該当し、本協定を解除して、甲が乙に負担金の返還を求めた場合においては、負担金の受領日から納付日までの日数に応じ、当該負担金の額につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付する。

(延滞金及び違約加算金の計算)

第14条 甲が前条第1項の規定により乙に延滞金の納付を求めた場合において、返還を求めた負担金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

2 甲が前条第2項の規定により乙に違約加算金の納付を求めた場合において、乙の納付した金額が返還を求めた負担金の額に達するまでは、その納付金額は、まず返還を求めた負担金の額に充てるものとする。

(損害賠償責任)

第15条 甲及び乙は、本協定に定める義務を履行しないため、本協定の相手方に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として、その相手方に支払わなければならない。

2 本事業の実施に当たり、甲又は乙の責めに帰すべき事由により、本協定の相手方又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責を負う。

3 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ、甲又は乙が損害を賠償したときは、甲又は乙はその相手方に対して、賠償した金額及び賠償に伴い発生した費用を求償することができる。

(緊急時の対応)

第16条 甲及び乙は、本事業の実施期間中、運營業務の実施に関連して事故、災害、その他の緊急事態（以下「緊急事態」という。）が発生した場合に備え、対処に関する体制の整備その他必要な措置に関する事項を定めなければならない。

2 甲及び乙は、緊急事態が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、関係者に対して緊急事態発生旨を通報しなければならない。

3 緊急事態が発生した場合は、甲及び乙は、事故等の原因調査に当たらなければならない。

(暴力団等の排除)

第17条 乙は、本事業の運營業務を実施するに当たり、暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）による不当若しくは違法な要求又は本協定の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、次の義務を負うものとする。

(1) 断固として不当介入を拒否すること。

(2) 甲に報告すること。

(3) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

(個人情報の取扱い)

第18条 甲及び乙が、分担業務に関して取得した個人情報は、各々が保有する個人情報とし、他人に漏らしてはならない。運營業務終了後においても同様とする。

2 甲及び乙は、各々が保有する個人情報の取扱いについて、関連法令等を遵守し、適正に管理を行う。

3 甲又は乙の故意・過失により事故が生じた場合は、各々の責任と費用負担によりこれを解決する。

4 甲及び乙は、本事業に係る業務が終了したときは、各々が保有する個人情報について、法令等にあらかじめ定められた保存年限に従い保管した後、適正に廃棄する。

(裁判管轄)

第19条 本協定に関して生じた甲乙間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(権利の帰属)

第20条 本事業の実施により得られる成果・著作権は、乙に帰属するものとする。

2 甲及び乙並びに乙の構成員は、それぞれの事業において必要があると認める場合には、本件による乙の保有成果物を利用できるものとし、乙は別途著作権使用料を請求しないものとする。

3 その他、権利の帰属に関して疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

(印刷物の作成)

第21条 乙は、甲の名義を入れて印刷物を作成する場合は、事前に原稿を甲に提出し、甲の承認を得るものとする。

(協定内容の変更)

第22条 甲及び乙は、運營業務の内容等を変更する必要があるとき、又は経済情勢の変動、不可抗力その他予期することができない事由により本協定に定める条件が不相当となった場合は、協議の上本協定の内容を変更することができる。

(その他)

第23条 本協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、甲及び乙はその都度誠意をもって協議を行い、これを決定するものとする。

本協定締結の証として甲及び乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
東京都知事 小池 百合子

乙 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京プロジェクトマッピング実行委員会
委員長 江村 信彦

(別記第1号様式)

令和 年 月 日

東京都知事 殿

所在地
名称
代表者氏名

都庁舎におけるプロジェクションマッピング運営事業の
実施に係る事業報告書・収支決算書の提出について

このことについて、都庁舎におけるプロジェクションマッピング運営事業の実施に関する
協定書第9条の規定に基づき、別添のとおり提出します。

(別記第2号様式)

産労観振第 号
令和 年 月 日

名称
代表者名

東京都知事 小池 百合子

都庁舎におけるプロジェクションマッピング運営事業の実施に係る
事業報告書・収支決算書の承認及び東京都負担額の確定について

このことについて、令和 年 月 日付けで提出のありました都庁舎におけるプロ
ジェクションマッピング等の実施に係る事業報告書及び収支決算書については、
都庁舎におけるプロジェクションマッピング運営事業の実施に関する協定書
第10条の規定に基づき、記載のとおり承認します。

また、東京都が負担する額について、下記のとおり確定しましたので通知
します。

記

負担金額確定額
金

円

(別記第3号様式)

令和 年 月 日

東京都知事 殿

名称
代表者名

都庁舎におけるプロジェクトマップング運営事業の実施に係る負担金精算書

このことについて、令和 年 月 日付 産労観振第 号で額の確定通知を受けた負担金について、都庁舎におけるプロジェクトマップング運営事業の実施に関する協定書第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり精算します。

記

1	概算受領額 金	円
2	精算額 金	円
3	差引額 金	円

特 命 理 由 書

1 件名 令和8年度プロジェクター等の運用等業務委託

2 特命先

(1) パナソニックコネクト株式会社

東京都中央区銀座8丁目21番1号

(2) 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社

東京都港区芝浦1丁目2番3号

3 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 特命理由

(1) 本業務は、都庁第一本庁舎の東側壁面（北塔南塔を含まない）を投影面とするプロジェクションマッピングの実施にあたり、必要となる業務を行うものである。

(2) 本業務の実施にあたっては以下の条件を満たすプロジェクターの設置、運用などが必要である。

① 投影面の照度が100lx程度必要であり、都庁舎周辺の明るさを考慮し、30,000lm（ルーメン）以上のプロジェクターであること。

② プロジェクターの設置予定場所である議会棟屋上の耐荷重は180kg/m²以下であるため、重量は180kg以下で極力、軽量化されたものであること。

③ 投影面積が10,000 m²を超え、多数のプロジェクターを屋外に設置することから保守やメンテナンス対応が重要であり、修理が発生した際の部品調達などを考慮し、国内メーカー製であること。

④ 表示方式は経時による媒体劣化の少ないDLP方式であること。

⑤ プロジェクターの投影、運用等に必要なシステムの設計、構築やそれに付随する各種施工を実施できること。

⑥ 定期的な保守点検等のノウハウを有していること。

(3) 以下の理由からパナソニックコネクト株式会社及び同社が指定するリース会社である三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社を特命先として指定する。

① 上記(2)①～④の条件を満たす以下のパナソニックコネクト株式会社のプロジェクターを令和5年度に同社への委託により設置しており、本プロジェクターを風雨から守り適切に温度管理等を行う特注の筐体等を使用している。それらの機器に加え、音響機器などを適切に管理し、円滑に投影できるように同社が独自に全体システムを設計しているため、本システムに十分に精通した同一業者でなければ的確な運用業務を行うことができない。

製品名	PT-RQ50KJ	PT-RZ34KJ
光出力	50,000lm	30,500lm
重量	126kg	68.6kg
表示方式	DLP 方式	DLP 方式
投影面積	388 m ² (想定)	278 m ² (想定)
特徴	150 kg 以下のプロジェクターにおいて世界最高輝度 ※2026 年 3 月末時点	26,000～35,000lm クラスの 3 チップ DLP®プロジェクターにおいて、国内最軽量 ※2026 年 3 月末時点

- ② 上記のプロジェクターや筐体の保守を行うためのノウハウはパナソニックコネクト株式会社しか有しておらず、保守、運営等を実施できるのは同社のみであること。
- ③ オリンピック（投影面積、約 10,000 m²）での大規模なプロジェクションマッピングイベントなどの実績を有しており、円滑に投影に必要な調整を実施できる事業者であること。
- ④ 現在、設置している機器の使用を継続した方が事業の継続性やコスト面において有利であること。

以上の理由により、パナソニックコネクト株式会社及び同社が指定するリース会社である三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社を特命先として指定し、三社で契約を行うこととする。

委託仕様書

1 件名

令和8年度プロジェクター等の運用等業務委託

2 目的

本事業は都議会議事堂屋上に設置されたプロジェクターを使用し、都庁第一本庁舎へのプロジェクションマッピングの投影を常設で実施する。投影に必要となるプロジェクターや各種周辺機器等のリースを行うとともに、各機器の運用や保守等を実施する。

代表的なランドマークである都庁第一本庁舎をキャンバスに、光と音で多彩なアートを表現するプロジェクションマッピングを通年で上映することで、夜間観光の活性化に向けた東京の夜を彩る観光資源としての位置付けるとともに、東京都内への観光客の誘致や東京の観光都市としてのプレゼンスの向上を目的とする。

3 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 納入場所

東京プロジェクションマッピング実行委員会（以下「実行委員会」という。）の指定する場所

5 通則

- (1) 本仕様書は、「令和8年度プロジェクター等の運用等業務委託」に適用する。
- (2) 受託者は、本業務委託を実施するに当たり、実行委員会と綿密に打ち合わせを行うものとする。
- (3) 受託者及びリース会社（以下「受託者等」という）は、本業務の主旨を十分に理解し、業務を進めることとする。
- (4) 本委託のために必要となる関係官公庁その他に対する手続きは、受託者が迅速に処理すること。また、これに要する費用は受託者の負担とする。
- (5) 別途、実行委員会が委託する令和8年度の映像制作や広報等を行う事業者（以下、「映像制作等事業者」という。）と良好な連携、協力関係の維持に特に配慮すること。
- (6) 実行委員会は、必要があると認められるときには、受託者に対して業務の実施状況等について報告を受け、又は説明を求める等の措置を行うことができるものとする。
- (7) 契約金額には、特段の記載があるものを除き、本業務の履行に必要な一切の経費を含むものとする。
- (8) 本仕様書において、「休日」とは土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律に定める休日のほか、年末年始（12月29日から1月3日まで）の期間を含むものとし、「平日」とは休日以外の日を指すものとする。
- (9) リース会社は下記の6及び7の業務を担わないものとする。

6 プロジェクター等概要等

(1) 投影面について

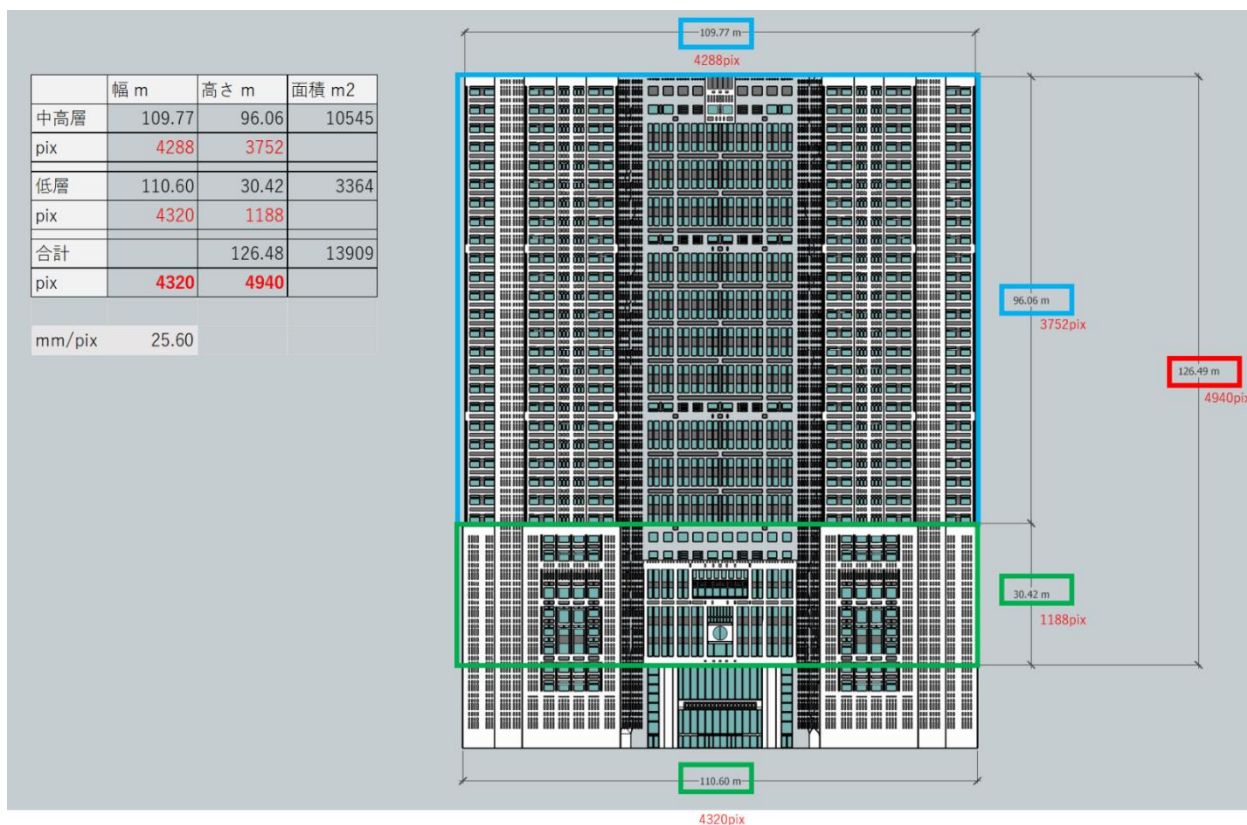
ア 都庁第一本庁舎へのプロジェクションマッピングにおいて、投影するエリアは【図 1】に示すとおり、幅 110m 程度、高さ 127m 程度とする。

イ 上記のエリアが 100 lx 程度で投射できるようにプロジェクターの投影デザインを行うこと。

ウ 投影面の解像度は設計論理値で横幅 4,000 ピクセル・高さ 4,800 ピクセル以上で投影が可能であること。

エ 事前に明るさと解像度で壁面投影を行い、承認を得ること。

オ 想定視聴位置の中心を都民広場中央とし、「想定視聴位置の中心」から視聴した場合、映像が陰ることなく視聴できるようにすること。



【図 1】都庁第一本庁舎における投影エリア

(2) プロジェクター等のシステム一覧

ア プロジェクター等の各種機器の設置場所は下表のとおり。

設置場所	設置機器
都議会議事堂屋上	プロジェクター (50,000 lx 及び 30,000 lx が各 20 台)、分電盤 (4 台) ※別紙 1
都議会議事堂電気室	トランス盤 ※別紙 2
サンクンプラザ控室	センター装置等 (5 台) ※別紙 3
都庁通り下天井	音響機器 (11 基) ※別紙 4

イ 各種機器を繋ぐ配線については別紙5のとおり。

(3) 映像の投影

受託者は、以下の頻度で映像の投影を行うこと。なお、詳細な上映計画は新たな上映作品の公開や日没時間等を踏まえ、実行委員会及び映像制作等事業者と別途協議の上決定するものとする。

ア 別紙6の上映に関する概要等を想定し、投影に必要な各種調整を完了させること。

イ 荒天、機器修理、その他都庁舎運営による事情等のある場合を除き、投影は毎日行うことを想定する。

ウ 投影頻度は1日5回から9回程度とする。

エ 投影時間は日没後から21時45分頃までを想定する。

オ 都庁第一本庁舎ではライトアップを実施していることから、投影に関する運用等については実行委員会と十分に協議を行った上で実施する。

カ 各上映回の開始前に広告の投影を実施する。(最大5分)

キ その他事項については、実行委員会と投影に関する運用等について十分に協議の上、実施する。

(4) 機材等のオペレーション

本事業が円滑かつ効果的に遂行されるよう、各種機材等の構成、システム調整等を行うとともに、そのオペレーションまで総括して行うこと。

なお、詳細については以下の点に留意しながら進めること。

ア 投影時に映像が適正な状態となるよう調整を行うこと。

イ 各種映像素材の実装の他、本事業の実施に必要な各オペレーションを行うこと。

ウ 原則、実行委員会及び映像制作等事業者が提供した映像を投影すること。

(5) 映像機器

プロジェクターに映像を送出する装置(以下「センター装置」という)について、以下の運用を行うこと。

ア センター装置は、縦7,680ピクセル、横4,320ピクセルの映像コンテンツを登録し、投影面全体で再生ができること。(画面分割しての登録することも可とする)

イ 映像コンテンツを複数登録する事が可能であること。

ウ 曜日・日付・時刻により任意のコンテンツの再生が可能であること。

エ 緊急時、手動での投影の中止が実施できること。

オ 投影スケジュールの登録は遠隔にて実施できること。

カ センター装置への映像コンテンツの登録については、遠隔または直接外部機器を接続する方法のいずれかの方法にて実施できること。

キ メディアサーバーは、都庁第一本庁舎の3Dモデルを取り込み、UI上で3Dマッピングの設定、調整を行う機能を有すること。

ク メディアサーバーは、登録された映像コンテンツをプロジェクターの配置に応じて40台分に映像分割し、各映像が時間軸と同期して出力される機能を有すること。

ケ センター設備と遠隔地を繋ぐインターネット回線および機器を備えること。

コ 遠隔地からセンター設備に接続する場合は、閉域網または独立した回線とすること。

サ センター設備の機器収容架は、壁面および床面の点検口を塞がないようにすること。また、床面の点検口から30cm以上離隔すること。

シ センター装置の機器収容架はパーティションで区画するとともに、パーティションの施錠及び侵入防止策を実施し、第三者が容易に装置に触れることができないようにすること。

(6) 音響機器

ア 都民広場内の視聴位置での聞こえ方に大きな差が生じないように設計すること。

イ 複数台のスピーカーを使用し、音源の移動の表現が可能にようにすること。

ウ 緊急時、遠隔等で停止操作できるように設計すること。

エ プロジェクションマッピング上映時に十分な音量を確保できよう調整すること。また、実行委員会と協議の上、期間毎に音量の調節が可能であること。

7 プロジェクター等の運用・保守

以下の内容を踏まえ、具体的な実施内容を実行委員会と協議の上、運用・保守サービス書を提出すること。

(1) プロジェクター等の運用

ア プロジェクションマッピングを適切に投影出来るようにプロジェクターを含めた主要機器の状況を 365 日 24 時間（停電日やメンテナンス等を除く）、監視出来るようにしておくこと。

イ 上映日の事前確認として以下の対応を行うこと。

- ・上映前のシステム確認（2回／日）
- ・センター装置、メディアサーバーの稼働監視（1回／日）
- ・プロジェクターの稼働監視（2回／日）
- ・音響機器の稼働監視（1回／日）
- ・カメラでの投影面確認（毎上映回）
- ・投影面へのテスト投影（1回／日、上映開始前）
- ・音声メーター確認（テスト投影時、毎上映回前）

※広告の投影を含む。

ウ 映像コンテンツや広告映像の登録は年 12 回とする。12 回を超える更新は別途の対応とする。

エ 広告映像の投影についても別紙 6 における上映と同様の運用を実施すること。

オ 都議会議事堂の電気設備点検等（年 2 回程度）に伴う停電が発生する際、上映中止前の装置停止、上映再開に向けた装置起動を行うこと。原則として停電の翌日には復旧し、プロジェクションマッピングの投影を実施できるようにすること。

(2) 不具合時の対応

ア 機器等の不具合により、投影が困難となった場合に備え、緊急時の連絡体制を構築しておくこと。

イ 不具合発生時は迅速に実行委員会及び映像制作等事業者に共有すること。また、すみやかに原因を究明し、再発防止策について検討を行い、実行委員会と協議の上で対策を実施すること。

ウ 機器等の不具合により、急遽、上映を中止する判断となった場合、遠隔でも都民広場に向けて中止のアナウンスを流すことができるようにすること。

(3) 保守サービス

- ア プロジェクターの筐体点検及び清掃、スピーカー点検を月に1回の頻度で実施すること。
- イ 各機器（筐体空調設備、プロジェクター）の動作チェック等に関する点検を3か月に1回の頻度で実施すること。
- ウ 筐体内機器接続確認（分電盤、プロジェクター、伝送装置）、成端箱、カメラに関する点検を6か月に1回の頻度で実施すること。
- エ プロジェクターの色合い、フォーカス等プロジェクターの表示に関する点検を年に1回実施すること。

（4）障害対応等

365日9時から22時までコールセンターを設け、機材の障害が発生した場合、障害連絡を受付後、3時間以内に現場に駆けつけて対応を行うこと。ただし、修理等の現場への駆けつけ対応は平日の9時～17時に限るものとし、当該時間内に対応完了することが見込まれない場合は翌営業日の午前中に対応すること）

なお、駆けつけ対応が不可となる期間が発生する場合には、あらかじめ実行委員会に期間等を提示し事前に許可を得ること。

（5）トランス盤の保守

- ア 24時間の日常運転監視を行うこと。
- イ 月に1回の点検を行い、電力メーターの数値を確認した上で月間電力使用量と合わせて報告すること。
- ウ 年に1回の定期法令点検を実施すること。

（6）注意事項

- ア 保守等の実施内容については月次で報告を行うこと。

8 リース契約

本契約のうち、リースに係る内容については次のとおりとする。

なお、次に定めるリース契約に係る内容は、実行委員会、受託者、リース会社との間で締結された令和5年8月31日付委託契約書における仕様書第6の（4）及び令和5年10月6日付契約仕様書10（2）ならびに同（4）に基づき更新されたものであることを確認する。

（1）リース対象機器

機器構成内容は別紙7から8のとおりとする。

（2）リース期間等

リース期間およびリース開始日は以下のとおりとする。なお、本仕様書に基づくリース期間は令和9年3月までとし、令和9年4月以降については別途の契約で対応するものとする。

- ア 別紙7（リース対象①）リース開始日：令和8年4月1日

（想定リース期間は令和6年2月25日から60ヶ月）

- イ 別紙8（リース対象②）リース開始日：令和8年4月1日

（想定リース期間は令和5年3月1日から60ヶ月）

- ウ 別紙8（リース対象③）リース開始日：令和8年4月1日

（想定リース期間は令和5年4月1日から59ヶ月）

（3）リースにおける各社役割

実行委員会、受託者、受託者の指定するリース会社の役割は次のとおりとし、3者にて契約

を行うものとする。

- ・実行委員会 : リース会社よりシステムの提供を受けリース料金を支払う
- ・受託者 : システム構築を行いリース会社へ販売を行う
- ・リース会社 : 受託者よりシステムを調達し実行委員会へリース提供する。
実行委員会へリース料金の請求をおこなう。
受託者からのシステム構築を受領時に受託者へ一括で請負代金を支払う。

(4) 想定リース期間内の契約終了

やむを得ず上記(2)に定める想定リース期間内に契約が終了した場合において、リース会社に損害が生じたときは、実行委員会はリース会社に対して損害賠償の責めを負う。なお、契約の継続は各年度の東京都予算が東京都議会において可決・成立し、実行委員会と東京都の協定が適切に締結された場合において確定するものとする。

(5) リース対象機器の移設及び保管費用、満了時撤去等費用

上記(1)に定めるリース対象機器(以下「物件」という。)の移設及び保管費用、物件の取外し費用、原状回復費用、返却ヤードへの運搬費用等の移設・保管・撤去にかかる一切の費用はリース料に含まないものとし、受託者の費用負担で移設・保管・撤去又はリース会社指定ヤードへ返却することとする。

(6) 保守責任

実行委員会と受託者での契約締結とする。本契約の仕様書で規定されている物件保守及びシステム運用を受託者の責任と負担で実施するものとし、物件の保守に関してリース会社は一切の責任を負わないものとする。

(7) 危険負担

物件の引渡しからその返還までに、物件が滅失もしくは損傷した場合、又は物件を使用および収益することができない期間(物件の保守、点検、整備、修復等に要する期間を含むがこれらに限られない。)が生じた場合、実行委員会と受託者との間で解決するものとし、リース会社は一切の責任を負わない。

(8) 納入義務

物件の納入は、受託者の責任と負担で実施されるものとし、かかる納入義務に関して、リース会社は一切の責任を負わない

(9) 契約不適合責任

物件の品質、種類および数量(規格、仕様、性能その他物件につき実行委員会が必要とする一切の事項を含む。以下、これらを総称して「物件の品質等」という。)が本契約の内容に適合していない(以下、「物件の品質等の不適合」という。)場合、実行委員会と受託者との間で解決するものとし、物件の品質等の不適合に関して、リース会社は一切の責任を負わない。

9 各種施工(リースを除く)にあたっての留意事項

- (1) 実行委員会との協議等を必要としている部分については、実行委員会に加え、東京都財務局の各担当を含むものとする。また、東京都財務局の各担当の指示に従うこと。
- (2) 施工作业において既存設備や仕上げに損傷等があった場合、既存の状態と同等程度に復旧すること。
- (3) 各種施工等で生じる梱包材等は、受注者の負担において、持ち帰ること。
- (4) 実行委員会等の都合により、作業の実施時期及び方法が制限される場合があるので、実

施に当たっては、実行委員会と十分に打合せを行い、事前に承諾を得た上で実施すること。
(5) 作業を行う者には、業務を行うに適した服装、名札、腕章等を着用させ、業務の従事者であることを明瞭にすること。

(6) プロジェクト管理業務

ア 作業を行うに当たっては、現場作業の指揮を行う作業責任者並びに作業を行う主任技術者をそれぞれ選定し、各工程を管理すること。

イ 作業の実施前に実行委員会と協議し、作業届および作業手順書を作成の上、実行委員会に提出すること。

ウ 作業方法及び作業時間については、実行委員会と協議の上、決定すること。

エ 作業の実施時期及び方法が制限される場合があるため、実施に当たっては実行委員会と十分に打合せを行うこと。

(7) 本仕様書に記載されていない事項については、「令和5年度版東京都電気設備工事標準仕様書」及び「令和5年度版東京都建築工事標準仕様書」（以下本仕様書と併せて「仕様書等」と総称する。）によるほか、以下の基準等に順序すること。

- ・ J I S : 日本産業規格
- ・ J E C : 電気学会電気規格調査会標準規格
- ・ J E M : 日本電機工業会規格
- ・ 消防法
- ・ 電気事業法
- ・ 建築基準法
- ・ 電気設備技術基準
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）

(8) 仕様書等に明記されていない事項であっても、設備の特性上、当然必要なもの（仮設養生等）については、実行委員会と協議の上、納入及び設置すること。

(9) 機器、配線等の施工に当たっては、「内線規程 JEAC 8001-2011」、仕様書等を遵守し、実行委員会と協議の上、実施すること。

(10) 特許権等調査

使用する機材及び施工方法に関する特許権等については、その有無を事前に十分調査し、必要な手続きを行うこと。

(11) 本事業に伴う光熱水費は、実行委員会及び東京都が負担する。

(12) 建設副産物の処理

廃材（建設副産物）は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、東京都建設リサイクルガイドライン（令和5年度東京都）に基づき、発生抑制、再利用及び適正処理に努めること。受注者は、この契約で発生した廃材等を各々の特性に応じて適切に処理するものとし、その処理方法については、実行委員会の確認を受けること。

(13) 記録写真

記録写真の撮影は、別に定める「財務局工事記録写真撮影要領（令和6年度）」（東京都財務局）に基づき実施すること。

(14) 環境配慮・環境保全に関する行動

都庁舎では、都庁舎内の組織が行う事業活動について、「ISO14001」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしており、この取組には受注者の協力が不可欠である。よって、受注者は、関係者の業務管理や施工管理などに当たっては、本制度の趣旨の理解に努め、地球環境保全に十分配慮すること。

(15) 電子情報処理

別紙9「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」に準拠すること。

10 実施体制等

(1) 進捗状況の管理

委託業務や提案事項について、円滑な調整、確認が行えるよう、契約締結後、速やかに委託業務スケジュールや運営体制を明記した実施計画書を作成し、実行委員会の承認を得ること。また、履行に当たっては進捗状況を綿密に実行委員会へ確認・報告し、都度修正指示等に従うこと。事業完了後、速やかに報告書を作成し、実行委員会に提出すること。

(2) 統括責任者の設置

本委託業務の全体を統括し、関係機関との連絡調整を含めた全体の進捗管理等の統括を行う統括責任者を設置すること。統括責任者は、実行委員会からの指示を関係者に周知徹底するなど、本委託業務の円滑かつ適切な遂行に努めること。

(3) 打合せの実施

ア 本事業にかかる情報共有等のため、実行委員会と定期的（週1回程度）に打ち合わせを行うこと。実施方法は、実行委員会と協議の上、対面又はオンラインとする。また、受託者は打合せ議事録を作成し、速やかに実行委員会に提出すること。

イ 本事業にかかる情報共有等のため、実行委員会および映像制作等事業者、受託者の3者で月1回程度の打合せを行うこと。

11 再委託の取り扱い

(1) 受託者は、委託業務の全部または主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。

(2) 受託者は、本委託業務の履行に当たり、第三者に委託する場合には、あらかじめ再委託を行う旨を実行委員会に申し出て、実行委員会の承認を得なければならない。受託者は、再委託先が本仕様書に定める事項を遵守することについて、一切の責任を負う。

(3) 本仕様書に定める事項については、受託者と同様に再委託先（以下、「業務従事者」という。）においても遵守するものとする。

12 支払い方法と時期

(1) 本委託業務の完了後、実行委員会へ実施報告書及び完了届を提出すること。

(2) 実行委員会は適正な検査終了後に受託者等の請求に基づき、以下のとおり、支払いを行う。

ア リース料

リース会社は、完了届及び請求書を毎月提出し、実行委員会は適正な請求書を受理した

日から 30 日以内に月毎にリース会社に支払うものとする。

イ リース料以外

- ・本委託業務の完了後、受託者は実行委員会へ実施報告書及び完了届を提出すること。
- ・支払いは前期分（4～9月分）と後期分（10～3月）の2回に分けて支払うものとする。
- ・実行委員会は前期分と後期分について適正な検査終了後に適正な請求書を受理した日から、30日以内に受託者に支払うものとする。

(3) なお、請求金額に対する端数処理について、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は、税抜金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく税率を乗じた金額であり、この乗じた金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。また、税抜金額及び消費税等の合計金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

13 受託者及び業務従事者の守秘義務

- (1) 受託者及び業務従事者は、本契約の履行に当たって知り得た秘密を、本契約の期間中はもちろん、契約終了後においても、実行委員会及びその他当事者の了解なく他に漏らしてはならない。この場合において、受託者は、自ら及び業務従事者が秘密を漏らしたことにより発生した損害を賠償しなければならない。
- (2) 情報漏出等の事故が発生した場合には、直ちに実行委員会に連絡をするとともに、速やかに必要な調査・報告等を行うなど、受託者の責任と費用をもって適切な処理を行うこと。

14 電子情報処理について

受託者及び業務従事者は、別紙9「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」を遵守すること。

15 著作権等の取扱い

この契約により作成される制作物の著作権等の取扱いは、以下に定める。

- (1) 受託者は、本委託契約に基づき制作される制作物（第三者が著作権その他の知的財産権を有する著作物を除く。）に係る著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）の全部を、本委託契約に基づく対価の支払いをもって、実行委員会に譲渡するものとする。ただし、制作物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保されるものとし、当該著作物に使用許諾条件が定められている場合は、実行委員会はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。
- (2) 受託者は、本委託契約により新たに制作した著作物に係る著作者人格権について、これを行使しないものとする。ただし、あらかじめ実行委員会の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (3) (2)の規定は、仕様書11の規定により再委託された場合の再委託先に著作者人格権が帰属する場合にも適用する。
- (4) (2)及び(3)の規定については、実行委員会が必要と判断する限りにおいて、この契約終了後も継続する。

- (5) 本委託契約に基づく制作物に関し、第三者から著作権、特許権、商標権その他の知的財産権の侵害に関する申立て又は請求がなされた場合には、実行委員会の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者は自己の責任と費用をもってこれを解決するものとし、実行委員会に損害が生じた場合には、これを賠償するものとする。

16 環境により良い自動車の使用

本契約の履行にあたって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における送料の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

17 その他

- (1) 本仕様書に業務上疑義が生じた場合は、両者協議により業務を進めるものとする。
- (2) 本契約は、令和8年度東京都予算が東京都議会において令和8年3月31日までに可決され、実行委員会と東京都の協定が令和8年4月1日までに締結された場合において、令和8年4月1日に確定するものとする。

18 連絡先

東京プロジェクションマッピング実行委員会事務局
(東京都産業労働局観光部振興課内)

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話：03-5320-4768

東京プロジェクションマッピング実行委員会

令和8年度都庁舎におけるプロジェクションマッピングに係る映像制作等業務委託
企画選定委員会 実施報告書

1 契約件名

令和8年度都庁舎におけるプロジェクションマッピングに係る映像制作等業務委託

2 企画選定委員会開催日時

令和8年3月3日（火） 9時00分～12時00分

3 選考の経緯

選定者3者のうち、全者から企画の提案がなされ、企画選定委員会において、審査基準に基づき厳正な審査を行った結果、株式会社東北新社の提案が最も優れていると判断された。

4 審査結果

	株式会社 ワントゥー テン	株式会社 読売新聞 東京本社	株式会社 東北新社
評価点	263点	216点	303点

5 評価のポイント

株式会社東北新社の提案は、制作する映像におけるIPコンテンツの活用、地域連携施策及びWEBサイトや各種SNSの運用について、特に優れており、総合的に最も高い点数を得た。

6 委員

	役職	氏名	所属	備考
1	委員長	前田 千歳	東京都産業労働局 観光振興担当部長	
2	委員	神崎 章	新宿区文化観光産業部 文化観光課長	
3	委員	橋本 一朗	(公財) 東京観光財団 常務理事	
4	委員	島田 治	(一社) 新宿観光振興協会 専務理事	